資料 2

2020 年 7 月 7 日
一般財団法人日本規格協会

産業標準案作成対象テーマの審議について

日本産業規格（JIS）の制定、改正又は廃止のための産業標準案（以下、JIS 案という。）の作成に着手するに当たっては、当会認定産業標準作成機関 JIS 案作成規程に基づき、当該 JIS 案作成対象テーマが適切であることについて、主務大臣による事前調査、及び JSA 事務局による“JIS 案の作成開始要件”を満たすことの事前確認を経て、産業標準作成委員会にお諮りすることとなっております。

つきましては、別添 1～別添 2 の JIS 案作成対象テーマについて、制定又は改正する理由（必要性）及び期待効果、JIS 案の作成開始要件への適合状況、作成開始予定などを記載しておりますので、JIS 案の作成に着手してよろしいかご審議をお願いいたします。また、産業標準作成委員会の下に JIS 素案の調査審議及び作成を行うための WG を設置することについても併せてご審議をお願いいたします。

なお、字句等編集上の修正については、産業標準作成委員会事務局に一任いただきますようお願いいたします。また、ご承認いただいた JIS 案作成対象テーマは、利害関係者に公表するために JIS 作成予定一覧表として JSA ホームページに掲載いたします。

資料２別添１

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

2020年7月7日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X0134-1	システム及びソフトウェア技術－システム及びソフトウェアアシュアランス －第1部：概念及び用語	Systems and software engineering – Systems and software assurance – Part 1: Concepts and vocabulary	アシュアランス（assurance，主張が達成された，又は今後達成されるという正当な確信の根拠）の諸概念は，仕様に基づいて実装するという従来のシステム及びソフトウェア開発から，近年、市場に急速に普及する機械学習されたモデルを含むシステムのような，必ずしも仕様が存在しないシステムにおける品質保証の観点から，今後ますます重要になる。すなわち，実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加えて，システムのステークホルダによる議論及び合意形成（アシュアランス獲得）が重要となる。 これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格がISO/IEC 15026規格群として制定されており、第2部であるISO/IEC 15026-2:2011はJIS X 0134-2:2016（アシュアランスケース）としてすでにJIS化されているほか，第3部の旧規格であるISO/IEC 15026:1998はJIS X 0134:1999（システム及びソフトウェアに課せられたリスク抑制の完全性水準）としてJIS化されている。 このような状況から、特にその根幹をなすISO/IEC/IEEE 15026-1:2019のJIS化を図る必要がある。	規格を制定することにより，アシュアランスに関連する概念及び用語の正しい認知が定着することになり，取引や合意の円滑化が期待されるとともに、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加えて，システムのステークホルダによる議論及び合意形成（アシュアランス獲得）が重要となることへの日本企業への理解が進み，人工知能を含むシステム・サービス開発における国際競争力強化に繋がることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 この規格の構成 5 基本概念 6 ISO/IEC/IEEE 15026の複数の部の利用 7 ISO/IEC/IEEE 15026（規格群）及びアシュアランスケース 8 ISO/IEC/IEEE 15026（規格群）及び完全性水準 9 ISO/IEC/IEEE 15026（規格群）及びライフサイクル 10 まとめ		ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019, Systems and software engineering — Systems and software assurance — Part 1: Concepts and vocabulary	IDT	第2条の該当号： 第5号（用語） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア，ウ，エ，キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1．国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月
JSA	07 情報	制定	X20246	ソフトウェア及びシステム工学－ソフトウェア及びシステム開発における作業成果物のレビューのプロセス	Software and systems engineering – Work product reviews	これまで、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト、及び保守に関わる作業成果物レビューについては、SIベンダー及びレビューア一個人のノウハウとして、ベンダー固有な又は属人的なプロセス、アクティビティ、タスク、レビュー手法が使われてきた。 一方、システムの活用は企業内にとどまらず、直接企業の顧客が利用したり、組込みソフトウェアとして日常生活に不可欠な要素になってきており、従来にもまして高い品質が求められ、また、品質に対する説明責任の重要性も増しており、品質確保のためにレビューの重要性はますます高まっている。 このような状況において、透明性及び可視性の高く、システム及びソフトウェアの管理、開発、テスト及び保守に関与する全ての組織が参照・使用できる標準的な作業成果物レビューのプロセス、アクティビティ、タスク、レビュー手法の規格は重要性を増している。国際規格でもこのような状況を踏まえ、作業成果物レビュー規格がISO/IEC 20246として2017年に制定されている。 このため、国内においても国際規格と整合性のある実態に即したレビュー規格をJISとして制定する必要がある。	規格を制定することによって、SIベンダー及び特定の個人のノウハウに依存することなく一定水準の作業成果物のレビューの実施が可能になるとともに、ソフトウェア及びシステムの開発において製品の品質が向上することが期待され、並びに国際規格との整合化を図ることができ，貿易の障壁が排除されることが期待される。	主な規定項目は，次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 コンフォーマンス 5 作業成果物レビュー 6 作業成果物レビュープロセス 7 レビュー技法 8 附属書A（規定）レビューの文書化		ISO/IEC 20246:2017, Software and systems engineering — Work product reviews	IDT	第2条の該当号： 第6号（品質） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ 欠点： いずれも該当しない。	－	1．国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧（制定）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号（制定の場合は，仮の番号）	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	制定	X25020	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－品質測定の枠組み	Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality measurement framework	顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム／ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確にし、合意形成することは重要である。また、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行、測定結果の適用の手順を示すことによって、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。 このような観点から、システム及びソフトウェア品質要求及び評価に関する規格群ISO/IEC 25000(SQuaRE)シリーズの品質測定（ISO/IEC 25020:2019）が制定されている。一方、品質モデルに対応するISO/IEC 25010:2011は、JIS X 25010:2013（品質モデル）として既にJIS化されていることをはじめとして、この規格を引用することによって、規格を構成しているISO/IEC 25021、ISO/IEC 25022、ISO/IEC 25023、ISO/IEC 25024も既にJIS化されている。 このような状況から、日本の業界が品質測定を活用できるようにするため、品質測定とは何か、品質モデルを用いてどのように品質測定量を定義するのか、品質測定の計画と実行をどのように行うのか、測定結果をどのように適用していくのかなど、品質測定に関する手順及び技法を規定しているISO/IEC 25020:2019を基にJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム／ソフトウェアなどの品質測定に関する事項を明確化し合意形成するなどの活動を効果的に行うためのよりどころとなることが期待できる。また、品質測定を行う技術者や組織にとって有用な情報を提供できる。さらに、システム及びソフトウェア製品の品質測定に関して、顧客組織と開発組織との間で、生産・取引の合理化・効率化，取引の円滑化に活用することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 略語 5 適合性 6 品質測定		ISO/IEC 25020:2019, Systems and software engineering - Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality measurement framework	IDT	第2条の該当号： 第8号（測定方法） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1．国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月

資料２別添２

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

2020年7月7日
一般財団法人日本規格協会

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X0166	システム及びソフトウェア技術－ライフサイクルプロセス－要求エンジニアリング	Systems and software engineering — Life cycle processes — Requirements engineering	この規格は、システム・ソフトウェア製品に対する要求事項を工学的に扱うためにライフサイクル各段階において実施することが必要なプロセスなどについて規定したもので、現行のJIS X 0166:2014はISO/IEC/IEEE 29148:2011のIDT規格である。この規格は、ソフトウェアライフサイクルプロセス(JIS X 0160:2012、ISO/IEC/IEEE 12207:2008)及びシステムライフサイクルプロセス(JIS X 0170:2013、ISO/IEC/IEEE 15288:2008)の要求エンジニアリングに関連するプロセス群を引用し、それらの作業を進める上でのガイド事項を示すとともに、要件として記載されるべき情報項目を規定している。そこには、ソフトウェアやシステムといった視点だけでなく、その根底にある業務、事業、又はそれらの運用の視点が含まれており、ビジネスに役立つ“使える”情報システム（システムの合目的性）を定義するために有益なリファレンスとなっている。 一方、対応国際規格のISO/IEC/IEEE 29148は、その基礎をおくISO/IEC/IEEE 15288が2015年に、ISO/IEC/IEEE 12207が2017年に改訂されたため、2018年に改訂となった。その改訂では、ビジネス又はミッション分析プロセスの新規追加など要求エンジニアリングに関連するプロセスを変更する、作業上のガイド事項を適切な内容に改める、ビジネス要求仕様（BRS:Business requirement specificaion）を切り出して新たに定義するなど情報項目とその内容を改める、要件の特徴など概念で定める内容を適切な内容とするなどの改訂が行われた。 このような状況から、この規格は利害関係者間で要求エンジニアリングを円滑に進めていく上での基本事項であり，JISにおいてもこれらの改正点を広め，産業界の共通理解を促すため，早期にJISの改正を行う必要がある。	この規格を改正することで、不明確又は曖昧な要件定義の防止、及び要件定義のステークホルダー間での役割分担の明確化がより図られることとなり、合意の形成の礎を得ることができ、情報システムのQCDを大きく改善することに役立つことが期待できる（例えば、ビジネス要求仕様は経営層の責任で指定される旨が示されている。）。	主な改正点は、次のとおり。 ・プロセスにおいて、ISO/IEC/IEEE 15288:2015（JIS X 0170 (2020.1月公示済)及びISO/IEC/IEEE 12207:2017（JIS X 0160（改正原案を作成中））での要求エンジニアリングに関連するプロセスの変更を反映し，ISO/IEC/IEEE 29148:2018が示す作業上のガイド事項と整合させる。 ・情報項目，情報項目に対する指針及び情報項目の内容において、ISO/IEC/IEEE 29148:2018が新たに定義したビジネス要求仕様（BRS:Business requirement specification）に関する規定を追加するとともに、その他の規定についてISO/IEC/IEEE 29148:2018と整合させる。		ISO/IEC/IEEE 29148:2018, Systems and software engineering — Life cycle processes –Requirements engineering	IDT	第2条の該当号： 第7号（作成方法） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア，イ，ウ，エ，カ，キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1．国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月
JSA	07 情報	改正	X25030	システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－品質要求の枠組み （旧名称：ソフトウェア製品の品質要求及び評価（SQuaRE）－品質要求事項）	Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	この規格は、ソフトウェア製品の品質要求事項の仕様化のための要求事項及び推奨事項を規定したものであるが、この規格の対応国際規格ISO/IEC 25030は、2007年に第1版が発行されて以降、ICT業界及びその適用業界の大きな技術面、環境面と使用場面の変化に対応して拡充が必要となり2019年に改訂された。2019年9月に発行された国際規格ISO/IEC 25030:2019により、対象範囲がソフトウェアだけでなくシステムへと拡大され、規格の適用の範囲が拡大した。 対応国際規格のISO/IEC 25030:2019では、品質要求とは何か、どのように獲得するのか、品質モデルと品質測定量を用いてどのように定義するのか、定義した品質要求をどう使うのかなど、品質要求を獲得・定義・使用するための手順と技法を規定するものであり、JISにおいても2019年9月に改訂された国際規格(ISO/IEC 25030:2019)に対応するとともに、日本のICT業界の変化に対応できるようにする必要があるため、JISを早急に改正する必要がある。なお、対応国際規格の適用対象がシステムへと拡大されたことに伴い、JISの適用範囲もこれに合わせるとともに規格名称もシステムを含めた名称に改める。	この規格の改正によって、顧客組織と開発組織との間、又はコンシューマ製品の開発組織において、提供するシステム／ソフトウェアなどの品質に関する要求事項を明確化し合意形成するなどの活動を効果的に行うためのよりどころとなることが期待できる。また、品質要求の定義・仕様化を行う技術者にとって有用な情報を提供できる。さらに、品質確保に役立つとともに、システム及びソフトウェア製品の品質要求及び評価に関する、顧客組織と開発組織との間での、生産・取引の合理化・効率化，取引の円滑化に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・適用範囲において、適用対象をソフトウェアだけでなくシステムへと拡大する。 ・利用時の品質要求から製品品質要求とデータ品質要求の展開の仕方について、新たに規定を追加する。 ・品質要求の仕様化について、具体的な方法を追加する。 ・エンジニアリング及びテストにおいて、品質要求の用い方について追加する。		ISO/IEC 25030:2019, Systems and software engineering – Systems and software quality requirements and evaluation (SQuaRE) – Quality requirements framework	IDT	第2条の該当号： 第6号（品質） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア，イ，ウ，エ，オ，カ，キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1．国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X33020	情報技術－プロセスアセスメント－プロセス能力のアセスメントのためのプロセス測定フレームワーク	Information technorogy - Process assessment - Process measurement framework for assessment of process capability	この規格は、ISO/IEC 33003の要求事項に従って、プロセス能力のアセスメントを支援するプロセス測定フレームワークについて規定したもので、対応国際規格であるISO 33020:2015を基に2019年に制定された。特に、プロセス測定フレームワークに含まれる能力レベルの定義は、アセスメント結果の基本になる重要な定義である。JISの制定手続きをしている間に、対応国際規格ではISO 9000との整合性を図った能力レベルの定義に修正するための審議が進められ、2020年に改訂された。このため、現行JISでは、JIS X 33000シリーズを使ったアセスメント結果（レベル評定含む）とに差異が発生するなど、大きな影響を及ぼすため、早急に対応国際規格の修正部分に対応させてJISを改正する必要がある。	この規格を改正することにより、国際規格とJISとの不整合がなくなることで、混乱が減り、貿易の障壁が排除されることが期待できる。また、ISO 9000との関係が明確になることで、自動車業界だけでなく、保険、金融、医療、セキュリティなどの産業分野への拡大に寄与することが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 ・プロセス能力水準及びプロセス属性について、ISO 9000との整合性確保のため、成果の記載を修正する。 ・プロセス能力水準を満足する要件を明確にするため、プロセス能力インディケータを附属書Bとして追加する。 ・プロセス能力水準とプロセス属性の関係を明確にするため、測定フレームワークの手引を附属書Cとして追加する。		ISO/IEC 33020:2020 Information technorogy - Process assessment - Process measurement framework for assessment of process capability	IDT	第2条の該当号： 第8号（測定方法） 対象事項： 情報システム及び電磁的記録（ソフトウエアを含み、地理情報を除く。）	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人情報処理学会のWG	2020年8月
JSA	07 情報	改正	X6911	情報技術－事務機器－仕様書様式－データプロジェクタ	Information technology － Office equipment － Information to be included in specification sheets for data projectors	この規格は、フロント投写方式データプロジェクタの仕様書項目及び仕様書様式について規定したものであるが、近年、技術の進歩によるレーザー光源プロジェクタの普及、デジタル信号の多様化、高解像度化などにより現状の仕様書様式では表現できない機能や特性項目が散見されるようになってきた。このような状況から、日本からの提案で、対応国際規格であるISO/IEC 21118:2012の改正審議がされ、光源として新たにレーザー、LEDなどを追加したり、デジタル信号の多様化（HDMI、Display port、HDBase-Tなど）に伴い、測定信号にデジタル信号を加えたり、高解像度化に伴い、有効画素数を改めるなどの改訂が行われ、2020年2月に発行された。このため、これらの対応国際規格との整合を図るとともに現状の技術の実態に即したJISの改正を行う必要がある。	この改正によって、新技術に係わる測定方法、仕様書記載項目及び様式などが統一され、市場の混乱を防ぐだけでなく、正しい認知が定着することにより、使用者の利便性向上や業界の健全な発展に寄与することができる。さらに、対応国際規格との一致により国際的に共通な仕様書様式となり利便性が高まる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 適用範囲において、記載されている“ビデオ信号入力端子” 及び”コンピューター入力端子”が、技術進歩により定義が曖昧になったため、これらをもつデータプロジェクタにも適用できる旨の記載を削除する。 b) 測定方法及び測定条件において、技術進化に伴うデジタル化により、測定信号をRGB出力信号限定から、アナログ信号でもデジタル信号でも可とする。測定投射サイズを40～70インチ限定からサイズ限定なしとする。また、カラーガンマレシオを追加する。 c) 光源の技術進化に対応して、新たに光源種にLED光源やレーザー光源の追加、また、光源期待寿命を追加する。		ISO/IEC 21118:2020 Information technology - Office equipment - Information to be included in specification sheets for data projectors	IDT	第2条の該当号： 第1号（型式） 対象事項： データプロジェクタ	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、オ、カ 欠点： いずれも該当しない。	－	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2020年8月

産業標準案作成対象テーマ一覧（改正）

認定機関	産業標準作成委員会	制定／改正／廃止	規格番号	JIS案の名称	JIS案の英文名称	改正する理由（必要性）	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1（JIS法第2条の産業標準化の対象）	選定基準2（JIS法第1条の法律の目的）	選定基準3（産業標準化の利点・欠点）	選定基準4（国が主体的に取り組む分野の判断基準）	選定基準5（市場適合性に関する判断基準）	JIS素案作成委員会（WG）	作成開始予定
JSA	07 情報	改正	X6931	モノクロ電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法	Method for the determination of toner cartridge yield for monochromatic electrophotographic printers and multi-function devices that contain printer components	この規格は、モノクロ電子写真式プリンタ用のトナーを収容するカートリッジの印刷可能枚数評価について規定したものので、現行規格は、対応国際規格のISO/IEC 19752:2004を基に改正されている。 当該国際規格は、その後の業界の動向、最新の技術や測定方法の導入、作業の明確化を目的として2017年に改訂されている。 最新の国際規格（ISO/IEC 19752:2017）内容の新技術の導入及び、測定方法を規定することで、この測定手法による公表値の精度を上げ、使用者の信頼性向上につなげる。 また、先に改正したJIS X 6932（カラー電子写真式プリンタ及びプリンタ複合機のトナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法）と整合化することにより、モノクロ及びカラートナーカートリッジ印刷可能枚数測定方法がより整合性のあるものになる。	この規格を改正することにより、国際規格に整合したJISとなることで国際的に共通な印刷可能枚数の測定データが普及し、製造者・試験機関及び使用者に対し利便性の向上及び信頼性の高い公表値へとつなげることが期待できる。	主な改正点は、次のとおり。 a) 試験要素及び条件において、新技術に対応して、下準備に“印刷設定が両面印刷になっている場合には、片面連続に直す”旨を追記する。 b) 報告書の見本において、プリンタのファームウエアが、印刷可能枚数測定データに影響がある場合があるため、“プリンタのファームウェアバージョン”を記録することを追加する。		ISO/IEC 19752:2017 Information technology -- Office equipment -- Method for the determination of toner cartridge yield for monochromatic electrophotographic printers and multi-function devices that contain printer components	IDT	第2条の該当号： 第4号（測定方法） 対象事項： トナーカートリッジ	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、カ、コ 欠点： いずれも該当しない。	ー	1. 国際標準をJIS化するなどの場合	一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会のWG	2020年8月